

◎トレーナー招聘に係る経費の負担について

令和5年1月9日
団員総会申し合わせ

トレーナー招聘に要する経費（以下「経費」という。）の負担については、次のとおり取り扱う。

1 経費の負担義務

- (1) 経費は、演奏会等に出演する団員が負担しなければならない。
- (2) 演奏会等には出演しないが自らの希望により当該演奏会等の練習に参加する団員も、経費を負担しなければならない。
- (3) 演奏会等には出演しないが代理演奏のため練習に参加する団員は、経費の負担を要しない。
- (4) (1)、(2) 及び (3) における団員とは、経費の負担が団員総会で承認を受けた時点での在籍する（団員名簿に氏名が掲載されている）者及び経費の負担が団員総会で承認を受けた時点以降に入団した（団員名簿に氏名が掲載された）者をいう。

2 経費を負担する団員1人当たりの負担額

- (1) 経費を負担する団員1人当たりの負担額は、月額500円とする。

3 負担する経費の納付方法等

- (1) 経費を負担する団員は、演奏会等ごとに団長の指定する月数分の負担額を団長の指定する期日までに、団長の指定する金融機関口座への振込み又は現金により一括して経費を納付する。
- (2) パートマネージャーは、各パートで現金で納付された経費をとりまとめ、納付した団員の氏名と併せてマネージャー（会計担当）に引き継ぐ。
- (3) マネージャー（会計担当）は、振込みによる納付及び各パートから引き継いだ納付を確認し、納付した団員の氏名と併せて整理する。
- (4) 納付の際に手数料を要するときは、納付を行う団員が負担する。

4 経費の返還

- (1) 納付された経費は、理由の如何を問わず返還しない。

5 経費の負担義務違反に対するペナルティ

- (1) 経費を負担すべき演奏会等の1週間前までに負担を納付しない団員は、当該演奏会等又は当該団員の次の乗り番の演奏会等への出演を禁止する。
- (2) 2つ以上の演奏会等について連続して負担を納付しない団員は、当該違反を不適切行為と認定して除名（所定の手続を経て団員総会で決議）する。

6 その他

- (1) 団長は、演奏会等の間で収入した負担の流用を行うことができる。
- (2) 団長は、経費に余剰が生じたときは、役員会での協議を経て、楽団活動を行う上で団員の金銭的負担の軽減となる事項にそれを充てることができる。
- (3) この申し合わせについて疑義が生じたときは、役員会で協議の上、対応する。